

生活と環境

交通ルールを守りましょう

【問い合わせ】 町環境生活課
環境対策グループ ☎ 7511
生活安全グループ ☎ 7510

夏の交通安全運動が始まります

これからの季節は、気温の上昇とともに野外で活動する機会が増え、自動車などを利用することが多くなります。交通安全意識の高揚と正しい交通ルールやマナーを実践し、夏休みを控えた「子どもの交通事故」防止と増加傾向にある「高齢者の交通事故」を防止し、夏場に多い「二輪車の交通事故」の抑止を図りましょう。

■期間 7月15日(金)～24日(日)
年間スローガン

ストップ・ザ・交通事故死

めざせ 安全で安心な北海道

- 5大キャンペーン運動
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 二輪車・自転車乗用中の交通事故防止
- 居眠り運転による交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用品
- 交差点の交通事故防止

自転車のルール・マナーを守りましょう

- 車道の左側を走りましょう！
- 自転車通行可の歩道を走る時は、歩行者が優先です！
- 信号や標識に従って走りましょう！
- 夜間ライトをつけましょう！

○携帯電話の利用や傘をさしながらの運転はやめましょう！

○酒を飲んだら自転車に乗ることはやめましょう！

飲酒運転は「しない・させない」

飲酒運転による死亡事故は、被害者家族はもとより加害者やその家族までも不幸に陥れます。

『少しぐらい飲んでも大丈夫』、『これぐらいなら問題ない』、『意識がハッキリしていたので、支障はない』などの認識の甘さから現在も飲酒運転を行い、取り返しのつかない事故を起こしてしまっている人が後を絶ちません。

栗山には2年前の辛い経験があります。2度と繰り返すことのないよう、地域や職場、そして家庭で「飲酒したら運転しない」、「運転する人には飲ま」

昨年7月13日に行われた死亡交通事故慰霊祭

せない」を徹底しましょう。

☆行政上の責任☆

(免許の停止・取り消しなどの処罰)

- 酒気帯び運転
- ・呼気中アルコール濃度
- 0・15mg以上違反点数6点 免許停止30日
- 0・25mg以上違反点数13点 免許停止90日
- 酒酔い運転
- ・酒に酔った状態で運転が困難だと思われる状態では、違反点数25点 免許取消2年間免許取得できない。

○危険運転致死傷罪

・飲酒運転で人を死傷させた場合は、違反点数45点 免許取消5年間免許取得できない。

☆刑事上の責任☆

(道路交通法違反による懲役刑罰)

- 酒気帯び運転
- ・酒に酔った状態で運転が困難だと思われる状態↓3年以下の懲役または、50万円以下の罰金
- 危険運転致死傷罪
- ・飲酒運転で人を死傷させた場合はケガの場合↓10年以下の懲役 死亡させた場合↓1年以上15年以下の懲役

不法投棄は犯罪です！

残念なことに、先月、町内で不法に投棄されたごみが発見されました。

不法投棄されたごみは、原則として投棄した人が片付けて適正に処分することになっていますが、投棄した人が判明しない場合は、投棄された土地の所有者、管理者が片付けることとなります。

不法投棄は環境悪化を招くだけでなく、次世代を担う子どもたちの環境教育の悪化につながります。

地域住民の監視の目で、不法投棄をさせない環境をつくりましょう。

写真は先日、町内で発見された大量の不法投棄されたごみです。

町では、栗山警察署に連絡し不法投棄者の割り出しを依頼しています。

町環境対策グループ ☎ 7511

不法投棄により、廃棄物処理法に違反し検挙されると…

5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金（法人は1億円以下）もしくはその両方となります。

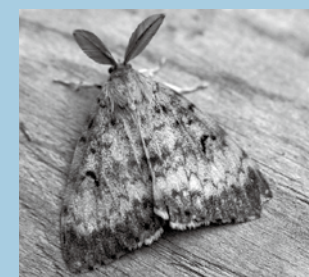
マイマイガの駆除について

毎年のように大量発生しているマイマイガは、成虫になると駆除が難しいため卵や幼虫の段階で駆除することが効果的です。

ふ化した幼虫（毛虫）は、7月下旬ころから羽化し成虫（ガ）になります。

成虫の寿命は1週間～10日間

なので、8月いっぱいがピークといわれています。



卵の塊は、プラスチックのヘラ（ペットボトルの底を切ったものが便利です）などで、はき取るか粘着テープで取りましょう。

幼虫（毛虫）の駆除は、市販の殺虫剤でできますが、10mm以上の大きさになると効果が低下します。殺虫剤を散布する際は、添付されている説明書をよく読み、通行人や近くの住民、家畜、ペットなどに十分配慮して使ってください。

また、成虫や卵塊を取り除くと鱗毛が舞い上がり、鱗毛に触れた皮膚が炎症を起こすことがあるため、マスクやゴーグル、手袋を着用しましょう。

取った成虫や卵塊は畑に埋めるか、紙袋に入れ、炭にできないゴミとして出しましょう。



6月に不法投棄されたごみ

(6月10日 円山地区)



(6月7日 円山地区 道路脇に大量に)



(6月7日 円山地区 畑まで投げ込まれる)

第36回くりやま夏まつり

7月22日(金)・23日(土)

< 22日(金) >

◇駅前通り商店街

- 11:30～14:00 ザ・カレー市場
- 12:00～15:00 ゲートボール大会
- 12:00～20:30 ビアガーデン
- 13:00～20:00 ジンギスカン広場
- 13:00～20:00 輪投げ、パットゴルフ
- 13:00～20:00 くりやまコミュニティネットワークイベント
- 13:00～20:30 自由広場・ゲームでがっばり
- 14:00～18:00 運々セール
- 15:30～16:30 サマーコンサート
- 17:00～19:00 ザ・カレー市場
- 17:30～20:30 ロックコンテスト
- 18:00～19:00 北の錦試飲会
- 18:00～19:00 子供みこし
- 18:30～20:00 郷土芸能パレード(かさおどり・郷土おどり・介護学生よさこい)
- 19:30～21:00 活みこし



◇商店街イベント広場

- 12:00～20:30 一町多品出店(出店11店)
- 13:50～14:00 栗山小学校吹奏楽
- 14:00～14:30 食育ゲーム大会
- 15:15～15:30 栗山いちい保育園お遊戯発表
- 15:45～16:15 ダンスショーケース
- 16:30～17:00 栗山中吹奏楽部ミニコンサート
- 17:00～17:40 元気!民謡少女「み・せ・た」
- 17:40～18:00 郷土芸能「銭だいて」

< 23日(土) >

◇駅前通り商店街

- 10:00～20:00 くりやまコミュニティネットワークイベント
- 10:00～20:30 自由広場・ゲームでがっばり
- 11:00～14:00 3on3バスケットボール大会
- 11:00～20:00 輪投げ、パットゴルフ
- 11:00～20:30 ビアガーデン
- 11:30～14:00 ザ・カレー市場
- 13:00～20:00 ジンギスカン広場
- 14:00～18:00 運々セール
- 14:00～18:00 トークDE二番街
- 17:00～18:00 北の錦試飲会
- 17:00～19:00 ザ・カレー市場
- 18:00～20:00 全道和太鼓フェスティバル
- 20:00～20:30 打上げ花火大会

※駅前通り商店街をご覧ください。



◇商店街イベント広場

- 12:00～20:30 一町多品出店(出店11店)
- 13:00～14:00 カラオケのど自慢大会(前半の部)
- 14:00～14:30 NASTYバンド演奏
- 14:30～15:30 カラオケのど自慢大会(後半の部)
- 15:30～15:45 くりやまOH!!夢乱咲演舞
- 15:45～16:00 カラオケのど自慢大会審査発表
- 16:00～17:00 新鮮野菜オークション



【協賛行事】

- ◇全町柔道大会(栗山町柔道協会) 23日 スポーツセンター
- ◇北の錦試飲会(小林酒造・栗山町料飲店組合) 22日・23日 駅前通り商店街
- ◇子供向け縁日(ヨーヨー釣りなど)
(コミュニティネットワーク) 22日・23日 4区商店街駐車場
- ◇3on3バスケットボール大会(バスケットボール協会) 23日 駅前通り商店街
- ◇山草盆栽展(栗山盆栽会) 22日・23日 カルチャープラザEki

◆問い合わせ くりやま夏まつり実行委員会(商工会議所内) ☎72-1278

国民健康保険税の 税率を 引き下げます!

昨年度に比べ、
一世帯あたり平均27,000円下げます。

基金を活用して保険税を引き下げ、
被保険者の負担軽減を図ります。

資産割の税率を半減します

- 資産割の税率を2分の1程度に引き下げ
- 医療分は、所得割、資産割、均等割、平等割の全ての税率を引き下げ
- 後期高齢者支援金分と介護納付金分は、資産割、均等割の税率を引き下げ
- 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の課税限度額の引き上げ

【平成22年度】

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割	8.6%	2.2%	1.5%
資産割	54.0%	10.0%	7.0%
均等割	27,500円	7,500円	7,500円
平等割	39,000円	8,500円	8,500円
限度額	500,000円	130,000円	100,000円



【平成23年度】

医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
8.2%	2.2%	1.5%
25.0%	5.0%	3.0%
24,000円	6,500円	6,500円
32,000円	8,500円	8,500円
510,000円	140,000円	120,000円

納税通知書は7月中旬にお届けします!

国民健康保険税の納付義務は世帯主にあります。世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、ほかの家族が国民健康保険に加入していれば、世帯主あてに納税通知書が送付されます。

問い合わせ

町税務課課税グループ ☎7505 (ダイヤルイン)

国民健康保険税

平成23年度の保険税



「後期高齢者医療制度加入者」
「国民健康保険高齢受給者」
の皆さまへ



現在、ご利用いただいている保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご利用ください。

○新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。

○紛失したときや、汚れたときは再交付できますので、町住民福祉課住民保険グループまでお申し出ください。

○今回の保険証から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

対象者	<後期高齢者医療制度加入者>	<国民健康保険高齢受給者>
適用区分	世帯全員が住民税非課税である方が対象	同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税である方が対象
Ⅱ	適用区分「Ⅰ」に該当しない住民税非課税世帯の方	適用区分「Ⅰ」に該当しない、同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税である方
Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方 世帯全員の所得が0円かつ課税対象公的年金受給額が80万円以下の方 高齢福祉年金を受給されている方	同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で所得が0円かつ課税対象公的年金受給額が80万円以下の方

※原則として、申請日の属する月の1日から適用されます。

減額認定証は、入院した際の医療費や食事代などの自己負担額を軽減するために必要なものです。

現在、ご利用いただいています減額認定証の有効期限は平成23年7月31日ですので、8月以降は使えません。期限が過ぎたら廃棄してください。

なお、8月から減額認定証の対象となる方へ申請書を送付します。入院中や入院予定の方は、期日までに提出をお願いします。

窓口負担（一部負担金）の割合

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により、1割（一般）と3割（現役並み所得者）に分かれます。

○「一般」の方

○「一般」の方

窓口負担は

1割

○「現役並み所得者」の方

窓口負担は

3 害

※「現役並み所得者」 つて…？

「現役並み所得者」とは、所得の基準で①「住民税課税所得が145万円」を超える方をいいます。

ただし、収入の額が下の表②のいずれかの金額未満の場合は、町窓口へ申請し認定を受けると、申請の翌月1日から原則1割負担になります。

383万円

520万円

520万円

支払いが困難な場合

医療機関への支払いが困難な場合は、町住民福祉課住民保険グループへご相談ください。

災害、失業などに

災害、失業などによる所得の大幅



な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、医療機関へのお支払いが困難な方については、一時的・臨時的に窓口負担の減免を受けられる場合があります。

(制度に関すること)

北海道後期高齢者医療広域連合

011 (290) 5601

町住民福祉課住民保険グループ

☎ 73-7508 (ダイヤルイン)

(保険料に関すること)

☎ (73) 7505 (ダイヤルイン)

議会の動き

平成 23 年第 5 回定例会



第5回栗山町議会定例会において次の議案が審議されました。(6月21日招集)

議 案

▼栗山町第5次総合計画の一部変更について

特定非営利活動法人雨煙別学校補助金の事業期間延長や、堆肥化施設堆肥保管庫整備事業、栗山小学校遊具改修事業の追加など主要事業の追加5件と事業期間の変更4件です。

▼平成23年度栗山町一般会計補正予算(第3号)

7630万7千円を追加し、総額73億8557万円となりました。主な内容は、エゾシカ侵入防護柵設置事業補助金の追加、ロータリ除雪車購入や、認知症グループホームに対するスプリングクラー設置整備補助金の補正などです。

▼栗山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

法律の改正に伴う条例改正で、中間所得層の負担軽減を図ることを目的として、保険税の課税限度額の引き上げ、所得割、資産割、均等割および平等割の各税率の改定を行うものです。

▼平成23年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

30万円を追加し、総額18億1707万円となりました。主な内容は、課税限度額の引き上げおよび保険税率

※補正予算の詳細は町ホームページでご覧になれます。

の見直しによる減額分を基金から繰り入れる補正と、保険税の還付金追加などです。

▼平成23年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第1号)

510万円を追加し、総額1億3912万円となりました。内容は、学生寮の暖房・給湯用ボイラー更新です。

▼平成23年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第1号)

172万7千円を追加し、総額13億714万7千円となりました。内容は、高額医療合算介護サービス費の給付見込額増に伴う補正です。

▼栗山町税条例の一部を改正する条例

法律の改正に伴う条例改正で、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う緊急措置として、地震災害による損失について、個人町民税の特例措置を行うものです。

▼栗山町手数料条例の一部を改正する条例

戸籍事務の電算化に伴い、磁気ディスクをもつて調製された戸籍事項の証明書の交付について、現行と同額の手数料を徴収するものです。

▼栗山町下水道事業の受益者負担に関する条例及び栗山町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

角田地区農業集落排水事業が公共下水道事業に統合されることに伴い、新たに「角田地区」「栗山工業団地

地区」を公共下水道事業による受益を受ける排水区域とするため改正するものです。

▼栗山町水道事業給水条例

複雑な水道料金体系を、水の使用実態に応じた料金体系とするとともに、料金収入の総額は変えずに、比較的使用水量の少ない単身世帯などに対する負担軽減を図るなど、より公平感のある料金体系に移行するための全部改正です。この条例案は産業福祉常任委員会へ付託されました。

▼松栄団地1工区新築主体工事の請負契約について

契約金額 9135万円

業 者 松原産業株式会社

▼松栄団地2工区新築主体工事の請負契約について

契約金額 1億4248万5千円

業 者 朝日産業株式会社

▼栗山町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について

戸籍事務の電算化に伴い、角田郵便局に取り扱わせる事務に戸籍全部事項証明書などを追加するものです。

▼栗山公共下水道汚水1号幹線整備その1工事の請負契約について

契約金額 5310万6百円

業 者 松原・横山

特定建設工事共同企業体
▼栗山公共下水道汚水1号幹線整備そ

の2工事の請負契約について

契約金額 5040万円

業 者 井沢・岡山

特定建設工事共同企業体

▼栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正に伴う条例改正です。

推 せん

▼農業委員会委員の推せんについて

洲野 巖氏(湯地)、吉田寿栄氏(阿野呂)を推せんするものです。

報 告

▼平成22年度栗山町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地域活性化・緊急総合経済対策事業ほか6件が、平成22年度内に執行できなかつたので平成23年度に繰越するものです。

意見書

▼原発からの撤退、安全最優先と自然

エネルギーへの転換を求める意見書

▼住民の安全・安心な暮らしを支える

交通運輸行政の充実を求める意見書

▼地方財政の充実・強化を求める意見書

以上3件が可決され、関係省庁へ提

出されます。

行政報告

▼東日本大震災に伴う支援について

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により、今もなお9万人以上の方が避難生活を強いられています。犠牲となられました方々に対して謹んで哀悼の意を捧げるとともに、被災されました皆様の1日も早い復興をお祈り申し上げます。本町では、震災発生直後から被災地への支援に向けて体制づくりを行い、3月15日に栗山町災害支援対策本部を立ち上げ被災市町村に対する支援を行ってきました。

■義援金について

義援金は、日本赤十字社栗山分区分へ義援金として100万円、姉妹都市である宮城県角田市へ見舞金として100万円をそれぞれ支出しました。

3月18日から町内7カ所に義援金受付の窓口を開設し、義援金の受付を行っています。6月20日現在における義援金の受付状況は、下の表のとおりで多くの町民の方々からの善意

相手先	件数	金額(円)
日本赤十字社	191	1270万320円
角田市	7	138万2485円
計	198	1408万2805円

が寄せられています。

■支援物資について

支援物資は、3月24日に角田市へ飲料水、マスク、くすりのえびな様より提供いただいた消毒液、谷田製菓様より提供いただいた「きびだんご」をそれぞれ輸送しています。



また、北海道が実施した個人からの支援物資の受入れに関し、4月1日から22日までの間、受付窓口を町内3カ所に開設しました。その間、食料品、生活用品、学用品など延べ151件と多くの支援物資が、町民の皆さまから寄せられ、北海道を通じて被災地へ届けています。

■人的支援について

人的支援は、角田市からの派遣要請により嘱託職員1人。町村会からの依頼による人的派遣として福島県国見町へ1週間交代で、保健師1人、事務職員1人の2人体制で4班、計8人を派遣いたしました。

また、町内関係機関団体からもそれぞれ派遣をしており、南空知消防組合消防署からは、宮城県石巻市へ職員1人を派遣。栗山赤十字病院では4次に分かれて救護班を約1週間ず

つ、医師、看護

師、事務員、

延べ18人を宮

城県金石市、

陸前高田市へ

それぞれ派遣し

ました。

さらには、栗

山町社会福祉

協議会では、

岩手県宮古市

へ職員1人を

派遣していま

す。

今後も、派遣

要請がある時

点で、前向き

に検討してい

きます。

■被災者受け入れについて

被災者の受入れは、錦3丁目の雇用促進住宅栗山宿舍の空き室10戸を被災者住宅として用意しています。

受入れの支援として、雇用促進協会でガスコンロ、照明器具、給湯施設を無償貸与。また上下水道料の免除、ストーブ、電子レンジ、炊飯器、寝具などを用意しています。6月20日現在、5件の問合せがありますが、入居にはいたっていません。今後関係機関と連携を図り、受入れ対応に努めていきます。